

2020 年 5 月 19 日

2019 年度における適正手続の遵守状況の総括

企業会計基準委員会

I. 本資料の目的

1. 本資料は、企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）が、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）第 30 条に基づき、2018 年度（2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日）（以下「本年度」という。）における適正手続の遵守状況について報告を行うものである。
2. なお、適正手続規則第 29 条に基づき、重要と認められる企業会計基準、企業会計基準適用指針及び実務対応報告（以下、合わせて「企業会計基準等」という。）並びに修正国際基準として、以下を選定しており、当該会計基準の適正手続の遵守状況については、個別に報告を行う。

【企業会計基準】

- 企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」等（2019 年 7 月 4 日公表、2020 年 1 月 22 日に適正手続の遵守状況を報告）
- 改正企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」等（2020 年 3 月 31 日公表、資料(2)－1 にて個別に報告を実施）
- 企業会計基準第 31 号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（2020 年 3 月 31 日公表、資料(2)－2 にて個別に報告を実施）

（適正手続監督委員会への委員会の報告）

第 29 条 委員会は、重要と認められる企業会計基準等の公表又は改正及び修正国際基準の改正の都度、又は適用後レビューの計画又は実施の都度、適正手続監督委員会に対して、別紙を参考に本規則の遵守の状況を書面にて報告する。

第 30 条 委員会は、原則として年 1 回、適正手続監督委員会に対して、対象年度における適正手続の遵守状況の総括を報告する。

II. 本年度における適正手続の遵守状況

3. 本年度における適正手続の遵守状況については、第4項から第12項のとおりであり、適正手続の遵守状況について重要な問題は見受けられなかった。

審議テーマの決定

4. 本年度における新規テーマは、以下の基準諮問会議からの提言及び当該提言に基づくASBJによる審議により選定された（適正手続規則第22条第1項）。

- 2019年3月22日に開催された第405回企業会計基準委員会において、「財務諸表を継続企業の前提に基づき作成することが適切であるかどうかの判断基準の作成」及び「金利指標改革に起因する会計上の問題」について、基準諮問会議から当該項目について新規テーマとして提言がなされた。

この提言を受けて、2019年4月11日に開催された第406回企業会計基準委員会において審議した結果、新規テーマ等として取り上げることとした。

- 2019年11月29日に開催された第421回企業会計基準委員会において、「金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い」について、基準諮問会議から当該項目について新規テーマとして提言がなされた。

この提言を受けて、同日の企業会計基準委員会で審議した結果、新規テーマ等として取り上げることとした。

- 2020年1月31日に開催された第424回企業会計基準委員会において、「取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計基準の開発」について、基準諮問会議から当該項目について新規テーマとして提言がなされた。

この提言を受けて、2020年2月12日に開催された第425回企業会計基準委員会において審議した結果、新規テーマ等として取り上げることとした。

5. また、本年度においては、以下の新規テーマが緊急性のあるものとして、ASBJによる審議に基づいて選定された（適正手続規則第22条第3項）。

- 2019年12月20日に公表された「令和2年度税制改正の大綱」において、連結納税制度が見直され、新設されるグループ通算制度に移行する方針が示されたことを受け、2019年12月26日に開催された第423回企業会計基準委員会において、「連結納税制度の見直しへの対応」についてASBJ事務局から新規テーマとすることが提案され、審議した結果、新規テーマ等として取り上げることとした。

論点整理の公表

6. 本年度においては、論点整理は公表されていない。

公開草案の公表

7. 本年度に公表された公開草案は、以下のとおりである。

【日本基準】

- (1) 企業会計基準公開草案第 66 号（企業会計基準第 29 号の改正案）「収益認識に関する会計基準（案）」等（2019 年 10 月 30 日公表、2020 年 1 月 10 日コメント期限）
- (2) 企業会計基準公開草案第 68 号「会計上の見積りの開示に関する会計基準（案）」（2019 年 10 月 30 日公表、2020 年 1 月 10 日コメント期限）
- (3) 企業会計基準公開草案第 69 号（企業会計基準第 24 号の改正案）「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（案）」（2019 年 10 月 30 日公表、2020 年 1 月 10 日コメント期限）
- (4) 実務対応報告公開草案第 58 号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い（案）」（2020 年 2 月 13 日公表、2020 年 3 月 9 日コメント期限）

【修正国際基準】

該当なし

8. 前項(1)及び(2)に関する適正手続の遵守状況については、第 2 項に記載のとおり個別に報告を行っているため、本報告では省略する。
9. 第 7 項(3)及び(4)に記載された公開草案の公表に関する主な適正手続の遵守状況は、以下のとおりである。

	適正手続規則	第 7 項(3) 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（案）	第 7 項(4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い（案）

	適正手続規則	第 7 項(3) 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（案）	第 7 項(4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い（案）
公開での審議	原則として公開（適正手続規則第 7 条第 1 項）	公開草案の公表まで、企業会計基準委員会において 7 回、ディスクロージャー専門委員会において 11 回の審議が公開で行われた。	公開草案の公表まで、企業会計基準委員会において 2 回、税効果会計専門委員会において、1 回の審議が公開で行われた。
資料の事前送付	原則としておおむね 1 週間前に送付（適正手続規則第 9 条第 1 項）	審議資料は、準備の都合上、企業会計基準委員会及びディスクロージャー専門委員会の 1 営業日前から 3 営業日前の送付となった例があった。	審議資料は、準備の都合上、企業会計基準委員会及び税効果会計専門委員会の 2 営業日前の送付となった例があった。
公開草案公表の議決の状況	委員総数の 5 分の 3 以上の賛成（適正手続規則第 14 条第 1 項）	出席委員 14 名（委員総数 14 名）全員の賛成により公表が承認された。	出席委員 13 名（委員総数 14 名）全員の賛成により公表が承認された。
公開草案の公表期間	原則として 2 ヶ月（適正手続規則第 19 条第 3 項）	2019 年 10 月 30 日から 2020 年 1 月 10 日までの約 2 ヶ月とした。	税制改正に伴う短期的な対応であることを考慮し、企業会計基準委員会の下承を得て、2020 年 2 月 13 日から 2020 年 3 月 9 日の 26 日間とした。
公開草案に寄せられた意見の公表	ホームページに公開（適正手続規則第 19 条第 4 項）	2020 年 1 月 21 日に公表した。	2020 年 3 月 11 日に公表した。

企業会計基準等の公表

10. 本年度中に公表された企業会計基準等は、以下のとおりである。

【日本基準】

- (1) 改正実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」(2019 年 6 月 28 日公表)
- (2) 企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」等 (2019 年 7 月 4 日公表)
- (3) 改正企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」等 (2020 年 3 月 31 日公表)
- (4) 企業会計基準第 31 号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(2020 年 3 月 31 日公表)
- (5) 改正会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(2020 年 3 月 31 日公表)
- (6) 実務対応報告第 39 号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(2020 年 3 月 31 日公表)

【修正国際基準】

該当なし

11. 前項(2)、(3)及び(4)に関する適正手続の遵守状況については、第2項に記載のとおり個別に報告を行っているため、本報告では省略する。
12. 第10項(1)、(5)及び(6)に記載された企業会計基準等の公表に関する主な適正手続の遵守状況は、以下のとおりである。

	適正手続規則	第10項(1) 改正「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」	第10項(5) 改正「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」
公開での審議	原則として公開(適正手続規則第7条第1項)	公開草案の公表後、企業会計基準委員会において2回、実務対応専門委員会にお	公開草案の公表後、企業会計基準委員会において5回、ディスクロージャー専門

		いて1回の審議が公開で行われた。	委員会において4回の審議が行われた。審議は、原則として公開で行われたが、新型コロナウイルス感染症への対応として、2020年3月に開催した第427回及び第428回の企業会計基準委員会並びに第35回のディスクロージャー専門委員会は非公開で開催した。
資料の事前送付	原則としておおむね1週間前に送付（適正手続規則第9条第1項）	審議資料は、準備の都合上、企業会計基準委員会及び実務対応専門委員会の2営業日前から3営業日前の送付となった例があった。	審議資料は、準備の都合上、企業会計基準委員会及びディスクロージャー専門委員会の1営業日前から4営業日前の送付となった例があった。
再公開草案の可否に関する審議	公開草案を再度公表する要請がないか検討（適正手続規則第19条第5項）	再度公開草案を公表する必要性の有無について審議が行われ、再公開草案の必要性はないことが了承された。	再度公開草案を公表する必要性の有無について審議が行われ、再公開草案の必要性はないことが了承された。
企業会計基準等の公表に関する議決の状況	委員総数の5分の3以上の賛成（適正手続規則第14条第1項）	出席委員14名（委員総数14名）全員の賛成により公表が承認された。	出席委員14名（委員総数14名）全員の賛成により公表が承認された。
企業会計基準等の公表に関する賛成状況	〔企業会計基準及び修正国際基準〕 賛成した委員と反対した委員の名前を記載	出席委員数及び賛成委員数を記載した。	賛成した委員の名前を記載した。

	[企業会計基準適用指針及び実務対応報告] 委員会の出席委員数と賛成した委員数を記載 (適正手続規則第14条第2項) [企業会計基準等及び修正国際基準] 反対した委員の反対理由を記載 (適正手続規則第14条第3項)		
公開草案に寄せられた意見と対応の公表	ホームページに公開(適正手続規則第19条第4項)	2019年6月4日に公表した。	2020年5月15日に公表した。

	適正手続規則	第10項(6) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」
公開での審議	原則として公開(適正手続規則第7条第1項)	公開草案の公表後、企業会計基準委員会において2回の審議が行われた。 審議は、第427回企業会計基準委員会及び第428回企業会計基準委員会で行われたが、新型コロナウイルス感染症への対応として、非公開で

		開催した。
資料の事前送付	原則としておおむね 1 週間前に送付 (適正手続規則第 9 条第 1 項)	審議資料は、準備の都合上、親委員会の 1 営業日前から 4 営業日前の送付となった例があった。
再公開草案の要否に関する審議	公開草案を再度公表する要請がないか検討(適正手続規則第 19 条第 5 項)	再度公開草案を公表する必要性の有無について審議が行われ、再公開草案の必要性はないことが了承された。
企業会計基準等の公表に関する議決の状況	委員総数の 5 分の 3 以上の賛成(適正手続規則第 14 条第 1 項)	出席委員 14 名(委員総数 14 名)全員の賛成により公表が承認された。
企業会計基準等の公表に関する賛成状況	[企業会計基準及び修正国際基準] 賛成した委員と反対した委員の名前を記載 [企業会計基準適用指針及び実務対応報告] 委員会の出席委員数と賛成した委員数を記載 (適正手続規則第 14 条第 2 項) [企業会計基準等及び修正国際基準] 反対した委員の反対理由を記載 (適正手続規則第 14 条第 3 項)	出席委員数及び賛成委員数を記載した。
公開草案に	ホームページに公	2020 年 5 月 15 日に公

寄せられた 意見と対応 の公表	開（適正手続規則第 19 条第 4 項）	表した。
-----------------------	-------------------------	------

以 上